

1 訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A2	1111 訪問型独自サービス 1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	1,176 単位	1,176	1月につき
A2	2111 訪問型独自サービス 1 1日割		日割の場合	39 単位	39	1日につき
A2	1211 訪問型独自サービス 1 2		(2) 1週に2回程度の場合	2,349 単位	2,349	1月につき
A2	2211 訪問型独自サービス 1 2日割		日割の場合	77 単位	77	1日につき
A2	1321 訪問型独自サービス 1 3		(3) 1週に2回を超える程度の場合	3,727 単位	3,727	1月につき
A2	2321 訪問型独自サービス 1 3日割	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287 単位	287	1回につき
A2	2411 訪問型独自サービス 2 1		(2) 生活援助が中心である場合	179 単位	179	
A2	2511 訪問型独自サービス 2 2		(一)所要時間20分以上45分未満の場合	220 単位	220	
A2	2621 訪問型独自サービス 2 3		(二)所要時間45分以上の場合	163 単位	163	
A2	1411 訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合	12 単位減算	-12	1月につき
A2	C211 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C220 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1日割		日割の場合	23 単位減算	-23	1月につき
A2	C212 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2		(2) 1週に2回程度の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C213 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2日割		日割の場合	37 単位減算	-37	1月につき
A2	C214 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3		(3) 1週に2回を超える程度の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C215 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3日割	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3 単位減算	-3	1回につき
A2	C216 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 1		(2) 生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算	-2
A2	C217 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 2		(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算	-2	
A2	C218 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 3		(3)短時間の身体介護が中心である場合	2 単位減算	-2	
A2	C219 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(1) 1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12	1月につき
A2	D211 訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	D220 訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 1日割		日割の場合	23 単位減算	-23	1月につき
A2	D212 訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 2		(2) 1週に2回程度の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	D213 訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 2日割		日割の場合	37 単位減算	-37	1月につき
A2	D214 訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3		(3) 1週に2回を超える程度の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	D215 訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3日割	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3 単位減算	-3	1回につき
A2	D216 訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 1		(2) 生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算	-2
A2	D217 訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 2		(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算	-2	
A2	D218 訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 3		(3)短時間の身体介護が中心である場合	2 単位減算	-2	
A2	D219 訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間		(1) 1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12	1月につき
A2	6001 訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき
A2	6003 訪問型独自サービス同一建物減算 2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算		
A2	6002 訪問型独自サービス同一建物減算 3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算		
A2	8000 訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		
A2	8001 訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算	1日につき	
A2	8002 訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算	1回につき	
A2	8100 訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算	1月につき	
A2	8101 訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算	1日につき	
A2	8102 訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算	1回につき	
A2	8110 訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき	
A2	8111 訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算	1日につき	
A2	8112 訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算	1回につき	
A2	4001 訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき
A2	4003 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (I)	100 単位加算	100	
A2	4002 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2) 生活機能向上連携加算 (II)	200 単位加算	200	
A2	6102 訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	1月/回限度
A2	6269 訪問型独自サービス処遇改善加算 I 1	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算 (I)イ	所定単位数の 270/1000 加算		1月につき
A2	6183 訪問型独自サービス処遇改善加算 I 2		(2)介護職員等処遇改善加算 (I)ロ	所定単位数の 287/1000 加算		
A2	6270 訪問型独自サービス処遇改善加算 II 1		(3)介護職員等処遇改善加算 (II)イ	所定単位数の 249/1000 加算		
A2	6184 訪問型独自サービス処遇改善加算 II 2		(4)介護職員等処遇改善加算 (II)ロ	所定単位数の 266/1000 加算		
A2	6271 訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(5)介護職員等処遇改善加算 (III)	所定単位数の 207/1000 加算		
A2	6380 訪問型独自サービス処遇改善加算 IV		(6)介護職員等処遇改善加算 (IV)	所定単位数の 170/1000 加算		

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。